

税の社会保険料控除額を確認できます

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税と市・県民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、納税者が本人または生計を一にする配偶者やその他の親族が社会保険料を納めた場合に適用されます。

- ① 特別徴収(年金天引き)の場合
特別徴収された本人にのみ適用されます。
- ② 普通徴収(納付書または口座振替)の場合
保険税(料)を納めた人に適用されます。

令和2年1月～令和2年12月に納めた保険税(料)が対象となります。
納付金額は下記の方法でご確認ください。

① 特別徴収(年金から天引き)
公的年金等の源泉徴収票で確認
年金保険者が送付します

源泉徴収票の「社会保険料の額」欄には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計額が記載されています。

確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。(まとめて記載できます)
※障害年金、遺族年金受給者には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。納付額の確認が必要な人は、右記の各担当課へお問い合わせください

※年金から天引きされた保険税(料)に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から、還付済金額を差し引いて申告してください

② 普通徴収
(納付書または口座振替)
納付証明書で確認
1月下旬ごろに、市の各担当課が送付します

※証明書中の納付額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付済金額を差し引いた額を記載しています

▼公的年金等の源泉徴収票(参考)

▼申告書記載例

第一表	社会保険料控除	217700
第二表	社会保険の種類 源泉徴収票のとおり	217,700
	社会保険料控除 合計	

※口座振替は、令和元年度第6期分(令和元年12月末納期分)～令和2年度第5期(令和2年11月末納期分)が対象です

- 国民健康保険税
☎ 収納課収納係 72-2111
- 介護保険料
☎ 長寿支援課介護保険係 72-2111
- 後期高齢者医療保険料
☎ 国保年金課医療・年金係 72-2111

高齢者福祉・介護保険事業と障がい福祉に関する 2つの計画策定の意見を募集します

市が策定する下記計画案について、意見を募集します。

①第8期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)

提出 問 長寿支援課高齢者支援係(本館1階) ☎72-2111 ☎73-4466
〒838-0198 小郡市小郡255-1 ✉koreisv@city.ogori.lg.jp

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を送れるまちづくりの実現に向け、高齢者福祉サービスと介護保険サービスの数値目標や体制整備を定める計画です。

②第6期小郡市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)

提出 問 福祉課障がい者福祉係(東別館1階) ☎72-2111 ☎73-2555
〒838-0198 小郡市小郡255-1 ✉fukushi@city.ogori.lg.jp

障がいのある人が自らの望む地域生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスなどの数値目標やサービス提供体制の整備目標を定める計画です。

閲覧・募集期間 1月18日(月)～2月8日(月)／正午必着

各計画(案)閲覧・意見用紙設置場所

市役所(各担当課窓口、本館1階案内)、あすてらす、各校区コミュニティセンター、生涯学習センター
市ホームページ

(計画①ホーム▶健康・福祉▶高齢者福祉▶計画▶第8期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

(計画②ホーム▶健康・福祉▶障がい者福祉▶第6期小郡市障がい者福祉計画・第2期小郡市障がい者福祉計画)

意見を提出できる人 ●市内に在住または通勤・通学している人
●市内に事業所がある法人、その他の団体

提出方法 住所、氏名、電話番号を明記した意見用紙を窓口・ファクス・郵送・Eメールのいずれかで提出

注意事項 提出された意見に対して、個別に回答はしません

商品券「将軍藤小判」の利用期限は1月31日(日)です

問 商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111

令和2年9月に小郡市商工会が販売したプレミアム付き商品券と市が発行した地域商品券の利用期限は、1月31日(日)です。利用期限を過ぎると利用できませんのでご注意ください。

※商品券は、第三者へ転売・譲渡はできません

お早めに
ご利用ください



商工会販売プレミアム付き商品券



【共通券】(藤色)



【限定券】(黄土色)

小郡市発行地域商品券



【限定券】(緑色)